

令和7年1月吉日

ご家族各位

国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者証について

時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素より当施設の運営方針等につきましてご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行は終了となりました。
現在、お手元にある国民健康保険証は、市区町村ごとに決められた有効期限(千葉市は令和7年7月31日まで)まで使用することができます。
また、千葉県内の後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、令和7年7月31日までとなります。

次回の有効期限前に「マイナ保険証」(マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう登録したマイナンバーカードのことです)の登録状況に応じて、「資格確認書」または「資格情報通知書」のどちらかが申請等の手続きせずに、各市区町村からご自宅に郵送されます。

当施設では「マイナ保険証」はお預かりせず、「資格確認書」をお預かりします。
「資格確認書」がお手元に届きましたら、当施設の窓口でご提示ください。
令和6年12月2日以降に住所変更の他、何らかの事由で、既に「資格確認書」をお持ちの方についても同様となりますので、当施設の窓口でご提示ください。

「資格情報通知書」がお手元に届いた場合は、既に「マイナ保険証」をお持ちの方となりますので、お住いの各市区町村の健康保険の窓口(千葉市は各区役所の市民総合窓口課国民健康保険班)で、「資格確認書」の発行申請の手続きをお願いいたします。「資格確認書」がお手元に届きましたら、当施設の窓口でご提示ください。

年始でご多忙中のこととは存じますが、ご協力の程、よろしく願いたします。
この他、ご不明な点がございましたら、施設の担当者までお問い合わせください。